

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定
 同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分
 に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるい
 ずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(1) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算(2) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算(3) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、指定同行援護事業所又
 は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所等」という。)の同行援護従業者が
 指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する
 単位数を所定単位数に加算する。

9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービスマ
 ンが同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用
 者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に
 行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき
 100単位を加算する。

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは日法施設支援を受け
 ている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、同行援護サ
 ービス費は、算定しない。

2 初回加算

注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービスマ
 ン提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等
 を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指
 定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービスマン提供責任者が同行
 した場合には、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算

注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障
 害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担割合の管理を行った場合に、1月につき所
 定単位数を加算する。

〇厚生労働省告示第三四三三三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第二十項の規定
 に基づき、補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成十八年厚生労
 働省告示第五百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第二項中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改める。

〇厚生労働省告示第三四三三三三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四條第三項第
 一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基
 準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日
 から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第8」を「第9」に改める。

第一号中「イからイまで」を「イからイまで」に改め、同号ロ中「重度訪問介護」の下に「同行
 援護」を加え、同号ハの(3)中「第5」を「第6」に「第12」を「第13」に「第
 13」を「第14」に「第14」を「第15」を「第16」に改め、同号ヘの(4)中「第9」を「第10」
 に改め、同号ニの(3)中「第6」を「第7」に改め、同号ハ中「第16」を「第17」に改め、同号ト中「(1)
 及び(2)」を「(1)及び(2)」に改め、同号の(2)中「第3」を「第4」に改め、同(2)を同号の(3)に、
 同号の(3)の次に次のように加える。

- (2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態
 に相当する心身の状態にあるもの
 二七〇〇単位

第二号中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロ中「イ及びロ」に掲げる単
 位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(イ)及び
 (ロ)に掲げる者の区分に及び、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

- (1) (2)に掲げる者以外のもの
 九、八九〇単位
- (2) 共同生活介護サービス費を算定される者(イ及びロに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護
 利用型共同生活介護サービス費を算定される者(イ及びロに掲げる者を除く。)
 二、七〇〇単位

〇厚生労働省告示第三四三三四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一條の三第一項
 第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一條の三第一項の規定に基づき、食費等の基準
 費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十二号)の一部を
 次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一條の三第一項」を「第二十一條の三第一項第一号」に改める。

〇厚生労働省告示第三四三三五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備
 及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五條第一項(同令第七條において
 準用する場合を含む。)及び第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)
 の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚
 生労働省告示第五百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条中第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十一
 号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとし
 て都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研
 修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付
 を受けた者

第一条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を
 加える。

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして
 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修
 了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条中第五号を第六号とし、第四号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号と
 し、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第三中「別表第三(第四号関係)」を「別表第五(第五号関係)」に改め、別表第三を別表第五とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第三(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考	
				項目
講習	視覚障害者(児)福祉サービス	一		
		同行援護の制度と従業者の業務	二	
		障害・疾病の理解①	二	
		障害者(児)の心理①	一	
		情報支援と情報提供	二	
		代筆・代読の基礎知識	二	
		同行援護の基礎知識	二	
		基本技能	四	
		応用技能	四	
		合計		二〇

別表第四(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考	
				項目
講習	障害・疾病の理解②	一		
		障害者(児)の心理②	一	
		場面別基本技能	三	
		場面別応用技能	三	
		交通機関の利用	四	
合計		一二		

(注) この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

〇厚生労働省告示第三百三十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号の表以外の部分中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、同号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	旧知的障害者通勤乗車支援	千分の千四十八
	就労継続支援	千分の千六十八
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	千分の千七十一
	自立訓練	千分の千七十
	就労移行支援	千分の千七十二
	居宅介護	千分の千七十二
	重度訪問介護	千分の千七十二
	同行援護	千分の千七十二
	行動援護	千分の千七十二
	児童デイサービス	千分の千七十二
	短期入所	千分の千七十二
	重度障害者等包括支援	千分の千七十二
	相談支援	千分の千七十二
生活介護	千分の千七十三	
旧身体障害者更生施設支援	千分の千七十五	
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千七十九	
施設入所支援	千分の千八十	
旧身体障害者療養施設支援	千分の千八十六	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	千分の千九十七	
旧知的障害者授産施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	千分の千九十八	
共同生活援助	千分の千九十七	
共同生活介護	千分の千九十八	

甲地	旧知的障害者通勤寮支援	千分の千四十一
	就労継続支援	千分の千五十七
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	千分の千五十九
	自立訓練	千分の千五十九
	就労移行支援	千分の千六十
	居宅介護	千分の千六十
	重度訪問介護	千分の千六十
	同行援護	千分の千六十
	行動援護	千分の千六十
	児童デイサービス	千分の千六十
	短期入所	千分の千六十
	重度障害者等包括支援	千分の千六十
	相談支援	千分の千六十
	生活介護	千分の千六十
	旧身体障害者更生施設支援	千分の千六十一
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千六十一
	施設入所支援	千分の千六十六
	旧身体障害者療護施設支援	千分の千六十七
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	千分の千六十七
	旧知的障害者授産施設支援	千分の千七十二
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	千分の千七十二
	共同生活援助	千分の千八十
	共同生活介護	千分の千八十一
	旧知的障害者通勤寮支援	千分の千八十四
	就労継続支援	千分の千三十四
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	千分の千三十四
	自立訓練	千分の千三十五
	就労移行支援	千分の千三十五
	居宅介護	千分の千三十六
	重度訪問介護	千分の千三十六
	同行援護	千分の千三十六
	行動援護	千分の千三十六
	生活介護	千分の千三十六

乙地	児童デイサービス	千分の千四十三
	短期入所	千分の千四十三
	重度障害者等包括支援	千分の千四十三
	相談支援	千分の千四十三
	旧身体障害者更生施設支援	千分の千四十三
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千四十三
	施設入所支援	千分の千四十三
	旧身体障害者療護施設支援	千分の千四十三
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	千分の千四十三
	旧知的障害者授産施設支援	千分の千四十三
	生活介護	千分の千四十三
	児童デイサービス	千分の千四十三
	短期入所	千分の千四十三
	重度障害者等包括支援	千分の千四十三
	自立訓練	千分の千四十三
	就労移行支援	千分の千四十三
	相談支援	千分の千四十三
	旧身体障害者更生施設支援	千分の千四十三
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千四十三
	施設入所支援	千分の千四十三
	旧身体障害者療護施設支援	千分の千四十三
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	千分の千四十三
	旧知的障害者授産施設支援	千分の千四十三

丙地	知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合） 共同生活援助 共同生活介護 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者通所支援	千分の千二十二 千分の千二十三 千分の千二十四 千分の千
----	---	---------------------------------------

○厚生労働省告示第三三十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イの(1)、(3)及び(5)中「すべて」を「全て」に改め、同イの(6)中「第五百三十八号」の下に「以下「居宅介護従業者基準」というを加え、同イの(7)中「すべて」を「全て」に改める。
 第二号イの(1)、(3)、(5)及び(8)中「すべて」を「全て」に改める。
 第六号中「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同号を第八号とする。

第五号中「第8」を「第9」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第七号とする。
 第四号中「第3」を「第4」に改め、同号イの(1)、(3)、(5)及び(7)中「すべて」を「全て」に改め、同号を第六号とする。

第三号中「第3」を「第4」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の(1)の厚生労働大臣が定める基準別表第一に掲げる調査項目の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。
 四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者（あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。
 (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たった際の留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
 (二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たった際の留意事項を文書等の確実な方法により伝達して開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。

(3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
 (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
 (5) 当該指定同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。
 (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一号第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。）の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則（平成二十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害者学科（国立障害者リハビリテーション学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省令第四号）第四条第一項に規定する視覚障害者学科をいう。）の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。

(7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
 (8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービスを提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。
 (9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 特定事業所加算(1)
 (1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算(四)
 (1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。
別表第一

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害者	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約10離れた視力確認の図は見ることができ、目の前に覆いた場合は見ることができない。目の前に覆いた図は見る目の前に覆いた図は見る。3. 力確認の図は見る。4. ほとんど見えない。5. 見えているのか判断できない。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害者の1点又は2点の事項に該当せず。視能率の低下により、視野の拡大により移動能力が低下している。必要に応じて医師意見を添付する。	矯正視力による判定とする。
視野障害者	1. 視野障害がない。2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害者の1点又は2点の事項に該当せず。視能率の低下により、視野の拡大により移動能力が低下している。必要に応じて医師意見を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により移動能力が低下している。必要に応じて医師意見を添付する。
夜盲	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。		視力障害者の1点又は2点の事項に該当せず。夜盲等の症状により、移動能力が低下している。必要に応じて医師意見を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により移動能力が低下している。必要に応じて医師意見を添付する。
歩行安全かつ歩行速度の低下による歩行	1. 慣れない場所であって歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみである。	3. 慣れた場所であって歩行ができない。	夜盲による歩行速度の低下は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす。	人的支援なしに、視覚情報により移動能力が低下している。必要に応じて医師意見を添付する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、難性ジストロフィー、白子症等による「程度の差」等をいう。
注2. 「歩行」については、歩行手段による移動手段を含む。

○厚生労働省告示第三百三十八号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第八十二条第四項（第九十五条において準用する場合を含む）、第百二十条第四項（第百五十九条第四項（第百六十四条、第百七十二条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む）及び第百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第十九条第四項（同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む）の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号口中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十九号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第一」を「第二」に改め、「注2」の下に「同表の第3の1の同行援護サービス費の注5」を加え、「第3」を「第4」に改め、「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

○厚生労働省告示第三百四十号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第8」を「第9」に改める。
第二号中「第8」を「第9」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十一号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。
第二号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十三号から第十五号まで」に改める。
第三号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十三号から第十五号まで」に改める。
第四号中「第六号又は第九号」を「第七号又は第十一号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第8号」を「第9号」に改め、同号イ中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加え、同号ロ中「第5条第十七項第二号」を「第5条第十八項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十五号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三項第二項及び附則第四項第一項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三項第一項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)附則第二項及び附則第三項第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三項第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第二号中「第4号」を「第5号」に改める。
第二号中「第5号」を「第6号」に改める。
第四号中「第10号」を「第11号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十六号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第4号」を「第5号」に改める。
第二号中「第5号」を「第6号」に改める。
第四号中「第9号」を「第10号」に改める。
第四号中「第10号」を「第11号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十七号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の第二項(同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
別表第一の2中「第9号」を「第10号」に改め、「第16号」を「第17号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第7号」を「第8号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十九号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号ハ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、同号ニ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「注10」の下に「第3の1の同行援護サービス費の注8」を加え、「第3号」を「第4号」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十一号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第10号」を「第11号」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十二号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第13号」を「第14号」に改める。

○厚生労働省告示第百三十五十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第十七条第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第三号中「第12」を「第13」に改める。

第三号中「第12」を「第13」に「第13」を「第14」に改める。

○厚生労働省告示第百三十五十四号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第二項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第二項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第二項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第二項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。



諸 事 項

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の37第2項の規定により、外国監査法人等の届出事項の変更を次のとおり公示する。

平成23年9月22日

金融庁長官 畑中龍太郎

(1)

届 出 日 平成23年8月1日

届 出 者 デロイト・アンド・トウシュ

住所又は所在地 英領西インド諸島 KY1-1109 ケイマン諸島 グランドケイマン ジョージタウン シェデンロード ワンキャピタルプレイス

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2011年7月1日	役員の氏名	アンソニー・ファンタジ ア	—

(2)

届 出 日 平成23年8月1日

届 出 者 アーンスト・アンド・ヤング（安永会計師事務所）

住所又は所在地 香港 セントラル ファイナンスストリート8 トゥーインターナショナルファイナンスセンター18F

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2011年6月9日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	—	シティ・インベストメント・ファンド・シリーズ（パミュューダ）-元本確保型インカムプラス・ファンド（米ドル建て）

2011年7月27日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(3)

届 出 日 平成23年8月1日

届 出 者 プライスウォーターハウスクーパース 香港

住所又は所在地 香港 セントラル プリンズ・ビルディング22階

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2010年11月12日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】チャイナ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 【主たる事務所の所在地】中華人民共和国北京市西城区金融大街16号	【名称】チャイナ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 【主たる事務所の所在地】中華人民共和国北京市朝阳区朝陽門外大街16号中国人寿大厦
2011年1月27日	同上	【名称】ザ・リンク・マネジメント・リミテッド 【主たる事務所の所在地】香港、カウルーン、カントン、ホウ・ミン・ストリート100、ワン・ランドマーク・イースト33階	【名称】ザ・リンク・マネジメント・リミテッド 【主たる事務所の所在地】香港、クイーンズ・ロード・セントラル 9 12階1201-1202号室
2011年7月20日	役員の氏名	チャールズ・チン、ノラ・ウー、デービッド・ウー、ジョアン・オスウィン	サイラス・ヤン、アルヴィン・ウォン、デイヴ・マッキン、タオ・シー、グアタム・バナージ、シー・ティアット・クエック、ウン・ジン・イェオ、アルバート・シュエ、ウェン・ホン・カオ

(4)

届 出 日 平成23年8月4日

届 出 者 デロイト・アンド・トウシュ

住所又は所在地 台湾台北市民生東路3段156号12階

2011年7月31日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(5)

届 出 日 平成23年8月5日

届 出 者 ケービーエムジー

住所又は所在地 香港 セントラル チャター・ロード10 プリンズビルディング8階

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2011年7月21日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	—	中国建設銀行股份有限公司

2011年7月22日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。